

なら消費者ねっとニュース

発行 特定非営利活動法人なら消費者ねっと
2022年4月

〒630-8136 奈良市恋の窪1丁目2番2号
奈良県生活協同組合連合会内
Tel : 0742-34-3535 Fax : 0742-34-0043
発行責任者 北條 正崇
HP <http://www.narasn.org/>

NO. 21



成年年齢が18歳に引き下げられました！

平成30年6月の民法改正から約4年の準備期間を経て、本年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。

18歳の誕生日になれば成年となり、親の同意なく単独で契約をすることができます。

18、19歳の若者にとっては自分だけでできることが増える反面、民法による特別の保護の対象から外れてしまいます。親の同意なく契約をした場合に後で契約を取り消すことができる未成年者取消権（民法4条）が使えなくなります。

未成年者取消権は未成年者が誤って不利な契約をしてしまった場合でも未成年者を守ることのできる強力な権利ですので、悪質な事業者が未成年者をターゲットとしくく、未成年者の消費者被害を防ぐ効果がありました。

この4月以降、悪質な事業者が18、19歳の若者をターゲットにすることは目に見えています。若い世代の消費者被害が増加することが予想されます。

そのため、民法改正にあたっては衆議院・参議院の付帯決議で消費者契約法の改正が求められましたが、この4月までに消費者契約法の改正は実現しませんでした。また、若者に対する消費者教育や事業者の対応についてはこの4年間で様々な施策が実施されましたが、十分な状況とはいえません。

今後の動向に注視し、国、地方公共団体、民間が一体となって若者の消費者被害を防ぐ取り組みを進めていく必要があります。



通販での定期購入で新たな規制がはじまります！ (令和4年6月1日改正特商法施行)

通販での定期購入に関する被害相談が急増しています。

令和3年6月に特定商取引法が改正され、通販での定期購入に関する規制が強化され、書面や映像面に表示しなければならない事項(申込期間や分量など)を定めるとともに、人を誤認させるような表示が禁止されました(違反すると業務停止処分や罰則あり)。本年6月1日から施行されます。

この法律改正を受けて、本年2月9日、消費者庁が「通信販売の申込み段階における表示についてのガイドライン」を策定しました。

ガイドラインでは法律に違反しない表示、違反する表示について具体例を示していますので、消費者の皆様・事業者の皆様ともに参考にしてください。

例えば、『健康ドリンク5本セットプレゼント無料キャンペーン』などと強調し、有料契約であることの表示が離れた場所に小さく書かれているものは、有料の契約であることがわかりにくく、消費者を

ガイドラインはこちら



誤認させる表示であるとして法律に違反するおそれがあるとされています。悪質な事業者による新たな勧誘手法と法改正とはイタチごっこです。

消費者を誤認させる新たな勧誘手法の出現が予想されますので、通販を利用される消費者の皆様は、取引条件(申込期間、支払総額、解約条件など)をしっかりと確認する習慣をつけ、納得してから申込をするなど、引き続き注意が必要です。



奈良県見守りネットワークが発足

3月17日、奈良市内で第22回「高齢消費者・障がい消費者被害防止対策情報交換会」が開催され、「奈良県消費者安全確保地域協議会」が設置されることになりました。「消費者安全法」では、高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった方の消費者被害防止を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)」を設置できることを規定しており、全国各地の市町村や都道府県で協議会が次々と誕生しています。奈良県でもこの情報交換会を母体に県の協議会を発足することとなり、名称は「奈良県見守りネットワーク」と改称されます。

ネットワークは構成機関相互の情報交換、消費者被害等の情報提供(個人情報非提供)を行い、これらをもとに各機関や団体内での啓発・教育・対策を図ります。また県の協議会として市町村での見守りネットワーク設置を支援します。福祉・法律等関連団体、市町村、県警、奈良県各課で構成、当団体「なら消費者ねっと」も新メンバーとしてここに参加することになり、ご紹介いただきました。消費者団体として、消費者被害の未然防止にむけた取組みをネットワークの皆様とともにすすめていきたいと考えています。

協議の終了後は参加者の情報交流が行われ、設置の意義や高齢者等のSNS対策などについて活発に意見が交わされました。

あなたは
大丈夫？
相談窓口



新生活スタート！こんなトラブルにご注意を。

新年度は、親元を離れて新たな環境で生活を始める若者が多くなる季節です。慣れない一人暮らしで冷静な判断ができず、賃貸借契約をめぐるトラブルや引っ越し直後の消費者を狙った勧誘トラブルに遭いがちです。

よくあるトラブル事例

- 賃貸アパートをきれいに使っていたのに、退去にあたり大家からハウスクリーニング費用や壁紙の貼り替え費用、エアコンの洗浄費用などを請求された。
- 訪問した業者から管理会社と関連があるかのような説明を受け、換気扇フィルターの契約をしたが、後で無関係の業者と分かった。
- 引っ越し直後、レンタルウォーターサーバーを勧める電話がかかってきて断り切れず申し込んだが、よく考えたら不要なので解約したい。
- 深夜に賃貸マンションのトイレが詰まったので、慌ててスマホで調べた業者を呼んだら、高額な作業料金を請求された。



トラブル防止のポイント



- 賃貸物件の退去時は、貸主側と一緒に現状確認することが大切です。納得できない費用を請求されたら、国土交通省が定めている「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に、貸主側に説明を求めて話し合いましょう。
- 突然訪問や電話で勧誘されても、業者の話だけ信じてその場で契約しないようにしましょう。契約してもクーリング・オフできる場合があります。
- 入居中に、雨漏りやトイレの詰まりなどのトラブルが起きた場合は、すぐに管理会社に連絡して修繕を求めましょう。

2022年4月から「18歳で大人に」

今年の4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。親の同意がなくても自由に契約が結べる反面、未成年者取消はできません。契約には責任を伴うことを自覚しましょう。困った時は、一人で悩まず消費生活センターに相談してください。

自分の被害を解決したい・相談したい
最寄りの消費生活センターや
消費生活相談窓口につながり、専門の
相談員がトラブル解決を支援します。

いっや
☎ 188

成年年齢引き下げで18歳から“大人”に！ 若年者の消費者被害防止を考える

成年年齢引き下げで具体的に何がかわるのか、何がかわらないのかをお話しいたします。また成年になると同時に危惧される消費者被害を防ぐための基礎知識を知り、私たち大人ができることを考えます。

日時：5月28日(土) 13時30分～15時30分

会場：コープふれあいセンター六条

講師：梶月 宏彰弁護士

(特定非営利活動法人なら消費者ねっと理事)

参加費：無料

定員：会場30人 オンライン30人

お申込み・お問い合わせ

ならコープ組織部 (4月下旬より申し込み開始)

奈良県内 特殊詐欺の発生状況

○令和3年中・暫定値

被害件数 101件

被害額 約3億3500万円

奈良県警察本部の防犯情報紙「やまとの安全」より

不当契約・不当解約・不当勧誘などの 消費者被害やトラブル情報をお寄せください

なら消費者ねっとでは、消費者被害の未然防止、拡大防止するために、消費者の正当な利益を害するような営業活動をしている事業者に改善等を求める活動を行っています。あなたのまわりの消費者トラブルや被害情報、おかしいと感じる事業者、営業活動、広告など、疑問に思ったことをお知らせください。

受付アドレス info@narasn.org

子どものまわりにあるさまざまな危険をお知らせする
子どもサポート情報 第181号
2022.3.23

18歳から 一人で契約できる！



2022年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。これにより、18歳で、法律上は大人として扱われるようになります。

大人になると、保護者の同意なく自分の意思で、様々な契約ができるようになります。

- 契約とは法的な拘束力を持つ約束で、基本的に一方の都合だけでやめることはできません。
- 未成年が保護者の同意を得ずに契約した場合は、民法で定められた未成年者取消権が行使できますが、大人になって契約した場合は行使できません。
- 新成人、特に18歳で大人になる人たちは、社会経験がまだ浅く様々な勧誘のターゲットになる可能性が懸念されています。

新成人の方へ

- 契約するかどうか、誰とどのような内容ややり方で契約するかは、自由に決めることができます。自分にとって本当に必要な契約か、内容を理解し、よく考えて納得したうえで決めることも大切です。
- 自分の判断だけで契約できるようになりますが、守るべき義務も発生します。自由には責任が伴うことを自覚しましょう。



契約について、困ったことがあったら、すぐに消費者ホットライン(188)へ相談しましょう。お住まいの自治体の消費生活センター等につながります。

©Kurotsuki Gen

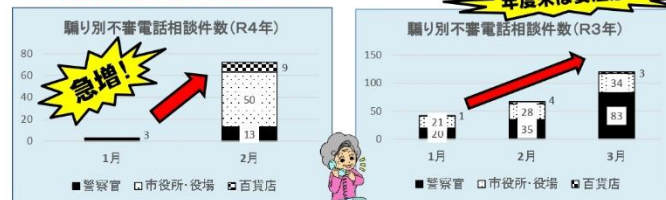
やまとの安全

令和4年3月7日
奈良県警察本部課
生活安全企画課
(犯罪抑止対策室)

注意! 不審電話(アホ電)が急増!!

2月に入り、県内各地で、不審な電話がかかってきたという相談が急増しています。特に、役所職員をかたり、介護保険料や医療費の払戻金(還付金)があると称してATMへ誘導させる「還付金詐欺」の手法が急増しています。

年度末は要注意



- 役所職員を騙る手法が急増しています！一人で考えず、誰かに相談することが被害防止の第一歩です。
- 昨年年度末にかけて不審電話が急増しました。電話の相手をすぐに信用してはいけません。

だましの手口 だまされないために、手口を知りましょう!

還付金詐欺の犯人は、丁寧な口調で役所職員になりすまし、「介護保険料(医療費)の払戻金(還付金)がある。ATMで受け取りが可能」等とウソの電話をかけてきます。この話を信じてATMへ行ってしまうと、還付金を受け取るはずが、逆に犯人側の口座に振り込みをさせられ、現金をだまし取られます。

ATMで還付金は受け取れません ～ATMへ行ってはいけません～

注意!

役所職員×還付金(払戻金)	= 詐欺!
ATM×受け取り×今すぐに	= 詐欺!
ATM×操作方法×携帯電話	= 詐欺!

電話口でこれらのワードが出てくれば「詐欺」を疑ってください。口調が丁寧だからといって信用しないでください。

電話口でお金の話が出れば、電話を切って、誰かに相談を!